



島根県報

平成17年 9月26日 (月)
第 1,712 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (人 事 課) 2

告 示

職員の研修に関する事務の受託の廃止 (人 事 課) 2

生活保護法の規定による介護機関の指定 (地 域 福 祉 課) 3

市町村民生委員協議会の区域の一部改正 (") 3

民生委員の市町村別定数の一部改正 (") 4

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出 (農 村 整 備 課) 4

県営土地改良事業の工事の完了 (") 4

保安林の指定の解除 (森 林 整 備 課) 5

保安林の指定施業要件の変更 (") 5

水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲の一部改正 (水 産 課) 6

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 6

道路の供用開始 (") 6

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域の一部改正 (都 市 計 画 課) 7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 7

特定調達公告

空港用スノーパ除雪車調達に係る一般競争入札の実施 (港 湾 空 港 課) 8

人委規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 10

正 誤

平成17年 9月 2日付け島根県報第1,706号中 (港 湾 空 港 課) 10

公布された条例等のあらまし

島根県行政組織規則の一部を改正する規則 (規則第109号)

1 規則の概要

- (1) 平成17年10月 1日における浜田市、那賀郡金城町、同郡旭町、同郡弥栄村及び同郡三隅町の合併による浜田市の設置並びに大田市、邇摩郡温泉津町及び同郡仁摩町の合併による大田市の設置に伴い、所管区域に係る町の名称を改正することとした。

- (2) 島根県芸術文化センター協議会を設置することとした。(第87条関係)

2 施行期日

平成17年10月 1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、平成17年10月 8日から施行することとした。

規 則

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第109号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則(平成15年島根県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項の表川本総務事務所の項中「、邇摩郡」を削り、同表浜田総務事務所の項中「、那賀郡」を削り、同条第4項の表大田分室の項第1号中「及び邇摩郡」を削る。

第40条第1項の表西部福祉事務所の項中「邇摩郡、」及び「、那賀郡」を削り、同条第4項の表西部福祉事務所の項中「邇摩・邑智生活支援スタッフ」を「邑智生活支援スタッフ」に改め、「、那賀生活支援スタッフ」を削り、同条第5項の表邇摩・邑智生活支援スタッフの項中「邇摩・邑智生活支援スタッフ」を「邑智生活支援スタッフ」に改め、「邇摩郡、」を削り、同表那賀生活支援スタッフの項を削る。

第41条第1項の表県央保健所の項中「、邇摩郡」を削り、同表浜田保健所の項中「、那賀郡」を削る。

第46条第1項の表浜田児童相談所の項中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

第54条第1項の表川本農林振興センターの項中「、邇摩郡」を削り、同表浜田農林振興センターの項中「、那賀郡」を削り、同条第5項の表川本農林振興センター農業普及部大田支所の項中「、邇摩郡」を削り、同条第8項の表農村整備部の項中「及び邇摩郡」を削る。

第62条第1項の表江津家畜保健衛生所の項、第66条第1項の表浜田水産事務所の項及び第74条第1項の表浜田市の項中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

第80条第1項の表川本土木建築事務所の項中「、邇摩郡」を削り、同表浜田土木建築事務所の項中「、那賀郡」を削る。

第87条第1項の表条例によるものの部島根県男女共同参画審議会の項の次に次のように加える。

島根県芸術文化センター協議会	島根県芸術文化センターの運営に関しセンター長の諮問に応ずるとともに、センター長に対して意見を述べること。	文化国際課
----------------	--	-------

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第87条第1項の改正規定は、平成17年10月8日から施行する。

告 示

島根県告示第1,004号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、平成17年9月30日をもって、次に掲げる市町村の職員の研修に関する事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

市町村

浜田市

大田市

邇摩郡温泉津町

邇摩郡仁摩町
 那賀郡金城町
 那賀郡旭町
 那賀郡弥栄村
 那賀郡三隅町
 鹿足郡柿木村
 鹿足郡六日市町

島根県告示第1,005号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
医療法人社団 正心会	松江市下東川津町251-1	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 つくし	松江市下東川津町251-1	平成17年8月3日
医療法人社団 正心会	松江市下東川津町251-1	通所介護	老人デイサービス 暖暖の家	松江市下東川津町251-1	平成17年8月3日
有限会社 坂設備	隠岐郡西ノ島町大字美田2157番地	通所介護	デイハウスひより	隠岐郡西ノ島町大字美田2157番地	平成17年9月7日
有限会社 ドリームシステム	大田市久手町刺鹿1831番地	通所介護	かじ山荘デイサービスセンター	大田市久手町波根西1941番10	平成17年8月16日

島根県告示第1,006号

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表浜田市の部に次のように加える。

金城地区	金城町
旭地区	旭町
弥栄地区	弥栄町
三隅地区	三隅町

表大田市の部に次のように加える。

温泉津地区	温泉津町
-------	------

仁摩地区	仁摩町
------	-----

島根県告示第1,007号

民生委員の市町村別定数（昭和49年島根県告示第601号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表中 「

浜田市	116人
-----	------

」を「

浜田市	193人
-----	------

」に、

「

大田市	118人
-----	------

」を「

大田市	167人
-----	------

」に、

「

斐川町	62人
温泉津町	25人
仁摩町	24人

」を「

斐川町	62人
-----	-----

」に、

「

邑南町	66人
金城町	18人
旭町	18人
弥栄村	12人
三隅町	29人

」を「

邑南町	66人
-----	-----

」に、

「

柿木村	13人
六日市町	27人

」を「

吉賀町	40人
-----	-----

」に改める。

島根県告示第1,008号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
頓原町土地改良区	下鞍掛地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業）	平成9年3月25日
	上鞍掛地区区画整理事業（団体営土地改良総合整備事業）	平成9年3月25日
	上布施地区区画整理事業（団体営地すべり関連事業）	平成13年3月27日

島根県告示第1,009号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
笹目原地区農道事業（県営ふるさと農道整備事業）	平成11年 1月 5日
来原地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）	平成17年 2月16日

島根県告示第1,010号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
松江市美保関町雲津593 - 1・594（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1,011号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町吉野字鑪床604 - 1、字弁堂605 - 2、606、624、625、626 - 1、字吉田607、608 - 1、字堂ノ元609 - 1、字下堂610、字下堂尻611、字上堂612 - 1、612 - 3から612 - 8まで、字萬次尻613 - 2、613 - 4から613 - 8まで、字万次614 - 1、614 - 3、614 - 4、字櫻木谷615 - 1、615 - 5、615 - 10、字杉谷616 - 2、616 - 11、字梅木原617 - 1、字梅木原向620、字梅木奥621、字狼谷尻622、字狼谷623 - 1、623 - 2、上橋波字保井谷717 - 1から717 - 3まで、718 - 1、718 - 2、原田1176 - 1、1176 - 4、1178 - 1、1178 - 2、1178 - 7、1178 - 8、1178 - 10、1178 - 12、1178 - 13、1178 - 15、1179 - 1から1179 - 6まで、1180 - 1、1181 - 1、1181 - 5、1181 - 6、1181 - 8から1181 - 12まで、1531 - 1、1531 - 2、1532 - 1、1540、1547、1549、1556 - 1、1556 - 2、1559 - 1、1559 - 2、1559 - 4、1562 - 6から1562 - 8まで、1562 - 10から1562 - 18まで、1562 - 20、1563 - 3から1563 - 9まで、1564 - 1、1564 - 2、1565 - 1、1819 - 3から1819 - 6まで、1819 - 8から1819 - 26まで、1819 - 28から1819 - 35まで、1819 - 37、1819 - 39から1819 - 43まで、1819 - 47から1819 - 49まで、1820 - 1から1820 - 14まで、1820 - 16、1820 - 18、1820 - 20、1820 - 21、大呂1945 - 1から1945 - 4まで、1945 - 6、1945 - 7、1945 - 9、1945 - 10、1945 - 12、1945 - 13、1945 - 16、1946、1947 - 1、1947 - 3から1947 - 16まで、1954 - 1、1954 - 5から1954 - 7まで、1955 - 1、1956、3102 - 1、3102 - 4、3102 - 5、3102 - 8、3102 - 10、3102 - 12、3102 - 13、3102 - 19、3102 - 21、3102 - 22、3102 - 29、3102 - 31、3102 - 34から3102 - 36まで、3102 - 58から3102 - 61まで、3102 - 63、3102 - 66、3102 - 84から3102 - 86まで、3102 - 88から3102 - 90まで、3102 - 106、3102 - 110から3102 - 117まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,012号

水産業普及員の担当する普及地区の名称及び普及区域の範囲（平成17年島根県告示第415号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

表石見地区の項中「、邇摩郡」及び「、那賀郡」を削る。

島根県告示第1,013号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町和田1011番1地先から同町伏谷114番3地先まで	前	メートル 6.00～ 13.00	メートル 508.00	川本土木建築事務所 道路改良工事 拡幅
			後	13.00～ 45.00	490.00	

島根県告示第1,014号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備 考
県 道	松江木次線	雲南市大東町飯田250番2地先から同 768番5地先まで	メートル 72.00	平成17年 10月1日	木次土木建築 事務所	
"	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所1819番地先から 同1825番1地先まで	480.00	平成17年 9月26日	木次土木建築 事務所仁多土 木事業所	
"	黒沢安城浜 田線	那賀郡弥栄村大字大坪116番地先から 同大字787番3地先まで	860.00	"	浜田土木建築 事務所	

島根県告示第1,015号

島根県屋外広告物条例の規定により知事が定める区域又は地域（昭和49年島根県告示第251号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 アの表旧道面家住宅の敷地の区域の項中「鹿足郡六日市町」を「鹿足郡吉賀町」に改め、1 ウの表恵比寿神社の境内の項中「邇摩郡温泉津町」を「大田市温泉津町」に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 9月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新しい道・心の健康を守る会

3 代表者の氏名

高橋榮一

4 主たる事務所の所在地

出雲市平田町7256番地

5 定款に記載された目的

この法人は、心の健康とその増進を図る為の事業を行い、もって人間性の尊厳を守ると共に、人間の幸福に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成17年9月26日

島根県知事 澄 田 信 義

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

空港用スノーパ除雪車 1台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性質等に関し、入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期限

平成18年3月24日

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町

島根県隠岐支庁土木建築局隠岐空港管理所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年1月6日島根県告示第4号）第4条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者名簿（5(1)車輛類）に格付Aで登載された者であること。

ウ 空港用スノーパ除雪車調達に係る物件（以下「調達物件」という。）の提案をした者であって当該提案について要求仕様を満たすものであると開札の日の前日までに知事の承認を受けた者であること。

(2) 入札の参加を希望する者は、調達物件の提案を記載した書類（以下「調達物件提案書」という。）を提出し、調達物件提案書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期間

原則として平成17年10月20日から平成17年10月26日までとする。ただし、平成17年10月27日から開札の日の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

イ 提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵送による場合も平成17年10月26日午後4時までに到着していること。）

ウ 提出場所及び提出方法

3の(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送により提出するものとする。

エ 承認審査の打ち切り

アのただし書に規定する期間内に調達物件提案書を提出した場合において開札の日の前日までに審査を終了する

ことができないときは、審査を打ち切るものとする。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 8501 島根県松江市殿町 8 番地 島根県土木部港湾空港課

電話 0852 22 5573 ファクシミリ 0852 31 6247

- (2) 入札説明書の交付方法

平成17年 9月26日から平成17年10月26日までの間、交付場所において交付するものとする。

- (3) 入札書の受領期限及び場所

ア 期限 平成17年11月10日午後 2 時 (郵便又は信書便による入札にあっては、正午までに到着していること。)

イ 場所 平成17年11月10日正午までは上記(1)に掲げる場所とし、それ以降は下記(4)口に掲げる場所とする。

- (4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月10日 (木) 午後 2 時

イ 場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟第 5 会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札書の提出時に納付すること。ただし、島根県会計規則 (昭和 39年島根県規則第22号) 第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 契約書の作成の要否

要する。

- (7) 落札者の決定方法

調達物件提案書により本公告に示した調達内容を履行できると知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : an Airport Crash Tender

- (2) Desired Date of Delivery : March 24, 2006

- (3) Place of Delivery : Oki Airport Administration Office, Shimane Prefecture

- (4) Deadline of Tender : 2:00 p.m. on November 10, 2005 (applications by mail must be received by the prefectural office by noon on November 10, 2005)

- (5) Please tender all information to : Harbor and Airport Division, Department of Public Works, Shimane

Prefectural Government 8 Tonomachi, Matsue-shi Shimane-Ken, 690-8501 Japan

Phone number 0852-22-5573 Fax number 0852-31-6247

人 事 委 員 会 規 則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月26日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第20号

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第80」を「別表第81」に改める。

別表第80の次に次の1表を加える。

別表第81 美郷町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	総務課長 総務課長補佐 総務係長
教育委員会事務局	教育長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

平成17年9月2日付け島根県報第1,706号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	下から4	<p>(2) 入札の参加資格審査を申請する者は、入札参加資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を提出し、資格審査申請書に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>ア 提出期間 平成17年9月26日から平成17年9月30日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）までとする。</p> <p>イ 提出時間 午前9時から正午まで及び午後1時か</p>	

ら午後 4 時まで (郵送による場合も平成
17年 9 月30日午後 4 時までに到着してい
ること。)

ウ 提出場所

〒690 8501 島根県松江市殿町 1 番
地 島根県出納局会計課

電話 0852 22 5336 ファクシミリ
0852 22 5963

エ 提出方法

持参又は郵送により提出するものとす
る。

10	上から10	(3)	(2)
	下から 2	100分10	100分の10

